



弁護士は身近なパートナー 困った時こそ法律事務所へ



この人に聞いた
松本篤周

77年、名古屋大学法学部卒。83年、「名古屋法律事務所」入所。07年、自由法曹団愛知支部幹事長、10年日本弁護士連合会人権擁護委員会委員長に就任。モットーは依頼者の立場に立ち、実質的な満足が得られるようコミュニケーションをはかり、スキルを常に磨くこと。

◆ 名駅 名古屋法律事務所

なごやほうりつじむしょ

来年で設立30周年、敷居の低い、かかりつけの法律事務所を理念に様々な問題を取り扱ってきた「名古屋法律事務所」。現在、弁護士10名と税理士、司法書士が在籍し、共同で対処している。法律事務所では珍しい取り組みのひとつが「友の会」。弁護士という、どこか近寄り難い存在に思われることが多い。そのイメージを取り除き、もっと身近な存在に感じてもらえるよう、設立と同時に発足させた。年会費は3年間で2000円。通常30分5000円の相談料が3000円に優遇されるだけでなく、バス旅行やゴルフコンペなどの活動も積極的にこなしている。法律は日常生活全般に関わるが、弁護士と接する機会が少ない。弁護士と直接話ができる機会を持つことは、「困った時に頼れる人がいる」という安心感につながる。会員数が3000人を超えているのも、それだけコミュニケーションが取れているからだろう。「法律は人を守るように作る

られています。早い段階で相談すれば心の負担も軽く、解決できる問題はたくさんあります」と弁護士松本篤周さん。もっと早く頼ってくれば解決できたのに、これまでに何度も歯がゆい思いをしたことがあるという。いわば、法律事務所は総合病院のようなもの。問題の大小に関わらず、どこに相談したらいいかわからない時こそ、法律事務所の出番なのだ。「名古屋法律事務所」では毎週月曜日から土曜日に法律相談を行っている。悩みごととはひとりで抱えず、法律のプロにまずは相談する。50、60代になれば、老後の生活に何かしら不安を抱える人も多だろう。「判断能力がしっかりしているうちに成年後見の手続きをしたいがどうしたらいいのかわからない」、こういった相談も気軽に受け付ける。例えば人生相談に終わったとしても、相談したことは決して無駄にはならない。身近なテーマを扱った法律講座も開催し、4月には「老後の財産管理」、6月には「よくわかる日照権問題」の講座を予定している。いずれも参加費は無料。友の会の会員でない人も参加できるので、興味のある人はぜひ問い合わせを。



data
☎052・451・7746 ☑名古屋市中村区則武1-10-6 側島ブリタケビル2F ☎9:00~18:00(月曜夜間は相談可) ☎日、祝あり ☎各線名古屋駅太閤通口より徒歩5分 要予約 ☎www.nagoyalaw.com



1.2.解決が難しい問題は弁護士全員で話し合いを重ねる。3.事務所内にはプライバシーに配慮した個室の相談室が10数室ある。4.友の会の会報誌「あらかし」。スタッフの紹介や法律講座の告知などの情報が満載。11年3月10日(木)には第49回目となる法廷ウォッチングを開催。名古屋地方裁判所を弁護士が案内し、裁判の傍聴も可。先着20名、要予約。5.小さいが重みのある弁護士記事。ひまわりは正義と自由、秤は公正と平等を意味する。